

2023年12月14日（木）  
 愛知県尾張県民事務所環境保全課  
 環境保全第一グループ  
 担当 藤田、内田  
 ダイヤルイン 052-961-7254  
 愛知県環境局環境政策部水大気環境課  
 水・土壌規制グループ  
 担当 中根、福嶋  
 内線 3050、3008  
 ダイヤルイン 052-954-6225  
 （地下水の飲用に関すること）  
 愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課  
 水道計画・管理グループ  
 担当 岩城、伊藤  
 内線 3262、3263  
 ダイヤルイン 052-954-6301

## 大口町における土壌・地下水汚染について

株式会社パロマ（名古屋市瑞穂区）が大口町内の同社大口工場において土壌汚染状況調査を実施したところ、土壌・地下水汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、事業者に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

### 1 報告内容

- (1) 報告者  
株式会社パロマ
- (2) 報告年月日  
2023年12月14日（木）
- (3) 汚染が判明した土地の所在地  
株式会社パロマ 大口工場  
愛知県丹羽郡大口町外坪五丁目104番の一部
- (4) 報告の根拠  
土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）
- (5) 調査結果

#### ア 土壌溶出量

次表のとおり法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数/ 調査区画数 <sup>注2</sup>
鉛及び その化合物	0.32mg/L (32倍) <sup>注1</sup>	0.01mg/L 以下	0～0.5m 2.0m 4.0m	1 / 81
ふっ素及び その化合物	2.6mg/L (3.3倍) <sup>注1</sup>	0.8mg/L 以下	0～0.5m	3 / 81

注1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

## イ 土壌含有量

次表のとおり法に規定する土壌含有量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌含有量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数/ 調査区画数 <sup>注2</sup>
鉛及び その化合物	2,500mg/kg (16.7倍) <sup>注1</sup>	150mg/kg 以下	0~0.5m	5 / 81

注1：( )内は土壌含有量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

## ウ 地下水調査結果

次表のとおり法に規定する地下水基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	地下水基準	超過井戸数/ 調査井戸数
ふっ素及び その化合物	1.7mg/L (2.1倍) <sup>注1</sup>	0.8mg/L 以下	2 / 4

注：( )内は地下水基準に対する倍率を示す。

### (6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、アスファルト及びコンクリート舗装並びに不透水シートで覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

## 2 今後の対応

事業者は、汚染土壌の掘削除去を実施する予定です。

県は、事業者に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するように指導するとともに、関係行政機関と連携して、汚染井戸の周辺調査及び井戸所有者に対する情報提供等を実施します。

また、周辺の飲用井戸の有無等を調査した上で、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準を超過した区画を法に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

## 3 事業者の連絡先

株式会社パロマ 技術本部 田中  
住所 名古屋市瑞穂区桃園町6番23号  
電話 052-824-6518

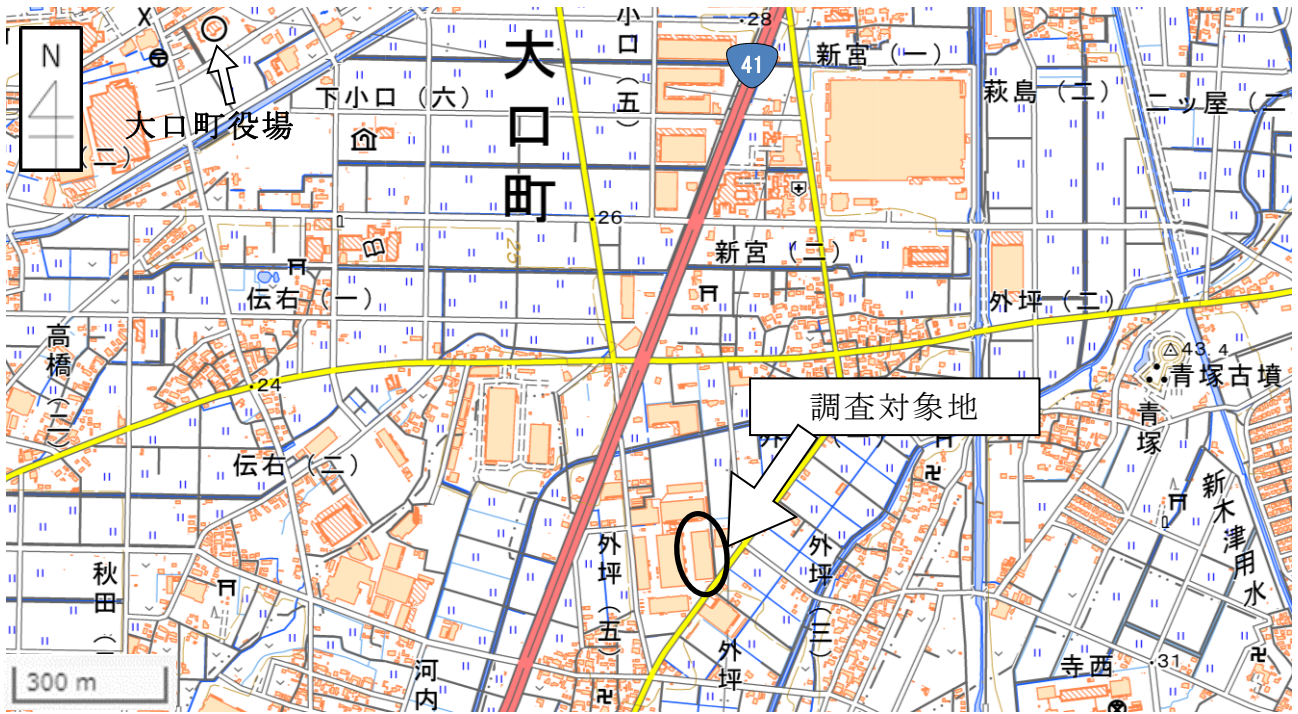
## 4 調査対象地の概要

### (1) 面積

7,152.68 m<sup>2</sup>

### (2) 調査対象地の利用状況

対象地は、1964年頃から、株式会社パロマ（当時はパロマ工業株式会社）の大工場の敷地として利用され、ガス器具の製造を行っています。調査対象地内において、鉛及びその化合物の使用等履歴が過去にありました。ふっ素及びその化合物については、調査対象地内において使用等履歴はないものの、当該事業場内において使用等履歴がありました。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

## 参考

### ○ 基準を超過した特定有害物質について

#### ・鉛及びその化合物

化合物によって毒性は異なりますが、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあります。

体内に取り込まれた鉛は血中などに分布したあと、90%以上が骨に沈着します。

主に尿に含まれて排泄されますが、体内の濃度が半分になるには約5年かかり、長く体内に残ります。

#### ・ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/L の濃度で12～46%の人に軽度の斑状歯<sup>はんじょうし</sup>が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L 以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。

なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4mg 以下としています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)